

やまぐち産業脱炭素化戦略（素案） に対するパブリック・コメントの実施結果

1 公表した資料

- 「やまぐち産業脱炭素化戦略（素案）」（概要）
 「やまぐち産業脱炭素化戦略（素案）」（全文）

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 令和4年12月19日～令和5年1月18日
 (2) 意見の件数 延べ11名 81件
 (3) 意見の内容

【I 総合戦略（第1章 はじめに）に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	『1 策定趣旨』P1 「～脱炭素化を成長への機会と捉え、アンモニア等の次世代燃料への転換や生産プロセスの高度化、～」とありますが、水素は最も代表的な次世代燃料の一つであることから、他の文体と合わせて「～脱炭素化を成長への機会と捉え、水素、アンモニア等の次世代燃料への転換や生産プロセスの高度化、～」へ修文することを検討してはいかがでしょうか。	・ここでは、県内の産業界が現在積極的に取り組まれている項目を記載しています。燃料転換でいえば、アンモニアへの燃料転換に向けた周南地域での取組が象徴的であることから、「アンモニア等の～」としています。
2	『2 位置づけ』P2 ・温対計画の位置付けと書きぶりが不整合 ・戦略の位置付け図表1と、温対計画の図表が不整合 ・温対法等に基づき策定される温対計画の重点 p j の⑥の位置付けではないのか? ・少なし、図表1のような流れにはならないようと思うがいかがか。	・書きぶりの整合を図るため、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」の第1章第1節「2 計画の位置づけ」の記載を修正しました。 ・関連する各計画等の位置づけは、図表1のとおりです。

【I 総合戦略（第3章 本県産業の状況（脱炭素化の視点から））に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	『2 産業部門における温室効果ガスの排出状況』P6 図表7の円グラフについて、山口県と全国の排出割合を視覚的にも対比しやすいようデータラベル（山口県：産業部門→工業プロセス部門→エネルギー転換部門→運輸部門～、全国：産業部門→工業プロセス部門→運輸部門→エネルギー転換部門～）の順序を合わせることを検討してはいかがでしょうか。	・御指摘のように順序を合わせました。
4	『2 産業部門における温室効果ガスの排出状況』P7 表中 ・CO ₂ → 二酸化炭素 ・廃棄物焼却場 → ごみ焼却施設	・本戦略では、二酸化炭素を CO ₂ の標記で統一しています（P1 で明記）。 ・「廃棄物焼却場」は、環境省の地球温暖化対策の資料等に多く使用されている「廃棄物焼却施設」に改めました。

5	「このうち、コンビナートを中心に集積する化学工業等において、製造工程における装置の稼働や化学反応等に大量の電力、熱のエネルギーを必要とし、その多くを化石燃料により発生させているためであり、～」の部分について、少し文章の繋がりに違和感を感じます。修文を検討されはいかがでしょうか	・「その多くを化石燃料により発生させていることが主な理由であり、～」に改めました。
6	「セメント産業が各地に立地 → 各地を削る ・石灰石を高温で加熱 → 加熱を焼成に修正 ・「化学反応」に（脱炭酸）を付す。	・「セメント工場が各地に立地」に改めました。 ・「加熱」を「焼成」に改めました。 ・「化学反応（脱炭酸）」に改めました。

【I 総合戦略（第4章 2050年カーボンニュートラルへ向けた課題）】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	「～グローバルに事業展開を進める大企業に比べ、中小企業の脱炭素化への関心は低くなっていますが、～」とありますが、図表17-1は脱炭素化への「関心」ではなく「取組み意向」の調査結果であると考えられることから、「～グローバルに事業展開を進める大企業に比べ、中小企業の脱炭素化への「取組み意向」は低くなっていますが、～」へ修文することを検討してはいかがでしょうか。	・「取組意向は低くなっていますが、～」に改めました。

【I 総合戦略（第5章 戰略の方向性）に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	「2 基本目標達成に向けた取組方針」の「5つの視点」と、「3 5つの先行プロジェクトと共に実施策」「17 の施策の柱」の関連性が不明確です。わざわざ「5 つの視点」を掲げた意味が分かりません。両者の関係性を図示などで明示願います。	・「5つの視点」は、それぞれ濃淡はありますが、「5つの先行プロジェクト」「17 の施策の柱」の取組全てに当てはまる“考慮すべきポイント”です。
9	「5つの先行プロジェクトと共に実施策」と「17 の施策の柱」に、「運輸部門」についての直接的対応が見当たりません。(各施策に関係すると思われますが、モーダルシフト等が取り上げられておりません。) 再検討を御願い致します。	・「運輸部門」は、民生分野とも関連する課題であることから、地球温暖化対策全体の施策の中で検討を進めます。

【I 総合戦略（第6章 具体的な施策展開）に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	「やまぐちコンビナート低炭素化構想」の内容未確認なのですが、各コンビナートの運営主体は各企業であり、県がいくら「構想」等を掲げても、企業が対応できなければ「絵に描いた餅」のはずです。県と企業/事業主との関係を明示願います	・「やまぐちコンビナート低炭素化構想」のP20に構想を推進する各取組主体の役割を記載しているので、そちらを御参照ください。当該構想は県庁HPに掲載しています。

	(後々明示されるならばここにその旨記述必要と思います。)	
11	『I コンビナート』P23 〔図表 23 各コンビナートの現状と課題〕は、どこの判断なのでしょうか。県、国、当事者（企業、企業団体）、あるいはそれらの協議結果なのか。どこがこのように判断した結果なのか不明です。全くの外部者が「～が必要」等と言っても事業主体には出来る事出来ない事があり、当戦略に記述する意味が分かりません。少なくとも判断主体明示願います。	・県、コンビナート企業及び立地自治体で構成する「山口県コンビナート連携会議」において議論を重ね、「やまぐちコンビナート低炭素化構想」を策定しました。「図表 23」は、その構想から引用したものです。
12	『I コンビナート』P25 「3つの視点からの取組」の記述ありますがここにきて突然の記述と思われます。具体的にどの様な「視点」なのか説明記述願います。(P17「5つの視点」の中の「3つ」だとしたら、資料として説明不足極まりないと感じます。)	・P24に「CO ₂ の排出削減」、「CO ₂ の利活用」、「CO ₂ の回収・貯留」の3つの視点を記載しています。
13	『I コンビナート』P26 「国に対して、～を適宜要望します」とありますが、過去の県行政対応からは、「国に物申す」姿勢に欠けると常々思っており（特定施策について「国が」或いは「事業者が」と言い続け県独自の判断がされていない）。あらゆる施策について、必要あればあるいは県民からの要望要請あれば「国に対して提言や要請を実施」願います。	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
14	『I コンビナート』P26 「実証事業や設備投資等に対する県独自の経済的支援」の記述ありますが、規模金額明示可能であれば記載願います。	・各事業の予算については、予算発表資料に記載しています。予算発表資料は県庁HPに掲載しています。
15	『I コンビナート』P26 「県独自の～」とありますが、過去の県行政対応からは、特定施策について「国が」或いは「事業者が」と言い続け県独自の判断がされていない、と感じます。あらゆる施策について、必要あればあるいは県民からの要望要請あれば県独自の施策を実施し、国に対して提言や要請願います。	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
16	『I コンビナート』P26 KPIで「コンビナートを構成する製造業のエネルギー起源CO ₂ *の削減」を掲げてますが、目標値（32%削減）がどの程度のものなのか、目標値が適切か/どのような意味を持つか判断するためにも、「製造業のエネルギー起源CO ₂ 排出量」の過去20年程の推移を図示明示願います。	・KPIの目標値は、過去からの推移だけではなく、本戦略全体の「基本目標」達成に資するか否か、業界の動向、国の目標数値等様々な項目を総合的に判断して設定しています。よって、そのうち過去からの推移のみを記載することは、目標値の妥当性判断を誤らせることとなることから、記載はしていません。 ・なお、「コンビナートを構成する製造業のエネルギー起源CO ₂ の削減」の数値については、「やまぐちコンビナート低炭素化構想」P11を御参照ください。
17	『I コンビナート』P28 KPIで「次世代燃料・素材の供給に向けた連携プロジェクトの着手件数（公表ベース・累計）」を掲げてますが、「件数」だけではなく「規模」を目標とすべきと考えます。	・次世代燃料・素材の供給に向けては、今後、各企業間の協議等によって取り組む連携プロジェクトのテーマが決められていくため、現時点で、「規模」の目標値を設定することはできません。

18	<p>『I コンビナート』P29 ③カーボンニュートラルポートの形成推進のところで、サプライチェーンイメージを記載されている箇所があるかと思いますが、配送の中に鉄道コンテナ輸送を加えるのはいかがでしょうか。さらに言えば、鉄道コンテナ輸送はCO2の排出量がトラックのおよそ1/13であり、また山口県内には新南陽・防府・宇部・下関の4つの貨物駅が点在しています。本資料で記載のCNPと合わせてこの4駅も供給（輸送）拠点として配置することで、さらなるカーボンニュートラル活性化への一端となるのではないかと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	<p>『II 自動車関連産業』P32 「自動車産業は本県の基幹産業の一つ」との記述があります。「基幹産業の一つ」とするのであれば具体的な数値（県内製造業売上高に対する割合、県内製造業従事者における割合等）を明示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車産業が本県の製造品出荷額の1割強を占める旨を追記しました。
20	<p>『II 自動車関連産業』P33 「生産現場等の低炭素化を支援」の記述ありますが具体的にどの様に「支援」するのか不明です。具体的方法を明示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> P65に記載しています。
21	<p>『II 自動車関連産業』P33 KPIに「電動化に対応した新技術・新製品の研究開発等プロジェクト化件数（累計）」を掲げておますが、企業が実施するであろう研究開発を県行政がどの様に把握するのか不明確です。把握方法を明示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電動化に対応した新技術・新製品の研究開発に向けた経済的支援等、県の支援に基づくプロジェクト化件数を対象としていることから、県として件数の把握は可能と考えています。
22	<p>『II 自動車関連産業』P33 KPIに「自動車関連企業の省・創・蓄エネ関連設備導入件数（累計）」を掲げておますが、企業が実施するであろう設備導入を県行政がどの様に把握するのか不明確です。把握方法を明示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車関連企業に対し、当該設備の導入に係る照会を行い、件数を把握することとしています。
23	<p>『II 自動車関連産業』P33 前述案件、何を以って「省・創・蓄エネ関連設備」とするのか不明です。（基本単なる設備更新も従来よりはエネルギー使用は減る。）「省・創・蓄エネ関連設備」の基準を明示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 照明、給湯、空調等の効率化や断熱性能の向上等により温室効果ガス排出量削減に寄与する設備、再生可能エネルギーを利用した発電設備や熱利用設備及び蓄電池や燃料電池など、エネルギーを蓄え、必要に応じて利用可能な設備を想定していますが、具体的な基準は今後検討します。
24	<p>『II 自動車関連産業』 地方都市の課題でもあります、「車がないと生活が出来ない」現状があります。我が家でも1人1台の生活で、全部ガソリン車です。何れば電気自動車に買換えを考えていますが、喫緊にとは考えていません。但し、今以上の補助金額でガソリン車と遜色なければ具体的に検討すると思います。 また、水素自動車もありますが、ステーションが周南市1カ所であり、運用しづらいように思いますので、インフラ整備が必要だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等の購入費用や充電・充てんインフラ向けの補助金については、国において、補正予算を組むなど取組を強化しています。 県においても、水素ステーションの整備促進に取り組みます。

25	《《Ⅱ 自動車関連産業》》 石油由来の燃料ではなくユーグレナなどのバイオ燃料へ切り替え車はハイブリッド技術をもつと充実させれば脱炭素にもなるしガソリンスタンドも助かるのでは。	・自動車の電動化等に向けては、世界各国の電動化の状況やメーカー側の経営戦略等を注視し、適宜適切に対応していきます。
26	《《Ⅲ 環境・エネルギー関連産業》》P34-P40 クリーンエネルギー供給拡大に資する環境・エネルギー関連産業の振興について、現状と課題が明確に示してあるためとても分かりやすいです。ただし、アンモニアについてはまだ認知度が低いと思います。 アンモニアもクリーンエネルギーとなることを啓発することも含めて進めていければ良いかと思います。	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
27	《《Ⅲ 環境・エネルギー関連産業》》P37 「～追及～」から「～追求～」へ修文をお願いします。	・「追求」へ改めました。
28	《《Ⅲ 環境・エネルギー関連産業》》P41 「国や関係機関へ働きかけ、再エネの導入拡大的ための環境整備を促進する」とありますが、過去の県行政対応からは、特定施策について「国が」或いは「事業者が」と言い続け県独自の判断がされていない、と感じます。あらゆる施策について、必要あればあるいは県民からの要望要請あれば県独自の施策を実施し、国に対して提言や要請願います。	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
29	《《Ⅲ 環境・エネルギー関連産業》》P41 「所管の関係法令等に基づき、許認可等を迅速に実施します。」とありますが、当件に限らず、迅速な処理を優先し、単純に機械的に許認可を処理する様な事の無い様願います。(過去の事例では、資料に関して関係組織(国行政)に問い合わせることもなく、「法律上許可する必要がある」と言う根拠不明な説明で県民の申し入れも無視して許可を繰り返した事例があると記憶しております。)	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
30	《《Ⅲ 環境・エネルギー関連産業》》P41 KPIに「再エネの発電出力」を掲げておりますが、目標値が適切か/どのような意味を持つか判断するためにも、過去20年程度の「省内再エネの発電出力」推移を図示明示願います。 又、現時点で省内で予定されている再エネ発電事業を列記願います。	・KPIの目標値は、過去からの推移だけではなく、本戦略全体の「基本目標」達成に資するか否か、業界の動向、国の目標数値等様々な項目を総合的に判断して設定しています。よって、そのうち過去からの推移のみを記載することは、目標値の妥当性判断を誤らせることがあることから、記載はしていません。なお、再生可能エネルギーの発電出力は、毎年「環境白書」で公表し、環境政策課HPに掲載しています。 ・環境影響評価法や山口県環境影響評価条例に基づく手続き中の再生可能エネルギー発電事業は、環境政策課HPに掲載しています。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発

		電事業計画認定情報は、経済産業省資源エネルギー庁のHPに掲載されています。
31	「III 環境・エネルギー関連産業」P42 KPIに「環境・エネルギー関連産業における事業化件数（累計）」を掲げてますが、企業が実施する事業化をどう把握し、何をもって「環境・エネルギー関連産業」と判断するのか不明確です。把握方法・判断基準を明示願います。	・KPIについては、新エネルギーの創造、エネルギー、CO ₂ の貯蔵・輸送・利活用技術、省エネに寄与する新素材等の開発に向けて、県の支援策を活用して事業化した件数を設定しています。
32	「III 環境・エネルギー関連産業」P42 KPIに「事業者への省・創・蓄エネ関連設備導入等の支援件数（累計）」を掲げてますが、数値目標案件に「等」の記述は不適切です。記述見直し願います。 また、「支援」しても実際に「導入」されなければ無意味と思われます。「支援件数」ではなく「支援結果導入件数」に変更すべきと考えます。	・過去に実施していた「改修」への支援件数を基準値に含めていることから、「導入等」としています。 ・補助や融資など、導入を前提とした支援の件数を計上します（支援件数=導入件数）。
33	「III 環境・エネルギー関連産業」P42 KPIに「燃料電池自動車等の導入台数（累計）」を掲げてますが、数値目標案件に「等」の記述は不適切です。記述見直し願います。	・KPIの燃料電池自動車等の「等」については、燃料電池フォークリフトや燃料電池バスなども対象としていますが、記載スペースの関係上、「等」と記載しています。
34	「III 環境・エネルギー関連産業」P42 燃料電池自動車等の普及のためには「水素ステーション」他「多様な水素供給サプライチェーンの構築」が不可欠なはずです。「水素ステーション」設備数をKPIに加えるべきと考えます。	・KPIについては、脱炭素化の効果を測る指標を設定することとしており、水素ステーション設置数と比較し、効果をより把握しやすい燃料電池自動車等の導入台数を設定しています。
35	「III 環境・エネルギー関連産業」P43 「資源循環型産業の強化」を言うのであれば、KPIに「資源化物回収量」などを設定すべきと考えます。	・リサイクル事業者の取組成果と関連性が強い、循環資源を利用した「認定リサイクル製品数」をKPIとして設定しています。なお、資源化に関する取組や実績は、毎年「環境白書」で公表し、環境政策課HPに掲載しています。
36	「III 環境・エネルギー関連産業」 「水素・次世代エネルギー研究会」の会員。水素といえば周南市と言われるぐらい研究会では旗手でしたが最近はどうもバイオマスにシフトしていますね。研究会内でもしらけムードです。バイオマスは国際的にも解決しなければならない問題がありこのままでは日本が貧乏くじを引く可能性まで考えられるので県の方から今一度水素開発に再転換するようプッシュして頂きたいかと。そして北九州市のような中国地区初の水素タウンを実現させて頂きたいと思います。	・県・市町や水素関連事業者等が連携した「やまぐち水素成長戦略推進会議」を中心として、今後とも引き続き、「水素先進県」の実現に向けて取り組んでまいります。
37	「III 環境・エネルギー関連産業」 上関原発問題が再燃されていますが、今だからこそ原発から水素へかるべきなんです。中国電力に水素発電所へ切り替えるようはたらきかけて頂きたいと思います。	・上関原発建設計画については、事業者である中国電力が、国のエネルギー政策に沿って進めてきたものであり、上関原発の建設をどうするかは、事業者自らが判断すべきものと考えています。
38	「IV 選ばれる企業」P47 「本県の産業は、製造業などの第2次産業が約4割を占めており」との記述ありますが何の項目で「約4割を占めて」いるなんか不明確です（資本金額、生産額、従業員、温室効果ガス排出等々）。	・「県内総生産（名目）の」を追記しました。

	記述追加願います。	
39	『IV 選ばれる企業』P47 「基礎素材型産業（化学、石油・石炭、鉄鋼等）のウエイトが非常に高く」との記述ありますが「何の項目」でどの程度「ウエイトが高い」のか不明確です。記述追加願います。	・前段に「県内総生産（名目）の」を追記することで、明確になります。
40	『IV 選ばれる企業』P49 KPIに「中小企業経営革新計画件数（脱炭素化）」を掲げていますが、であれば県内中小企業数を明示願います。	・KPIは、本戦略全体の「基本目標」達成に向けた各施策の達成状況を確認する観点から、目標年度における目標値を定め、基準年度から目標年度までの取組の進捗を把握するものであることから、県内中小企業数は記載していません。
41	『IV 選ばれる企業』P49 KPIに「脱炭素に取り組む企業の誘致件数（累計）」を掲げていますが、何をもって「脱炭素に取り組む企業」と判断するのか不明確です。基準明示願います。	・設備投資の際に省エネ設備を導入する、再生エネルギーを活用する、生産の効率化を図るなどといった脱炭素化に関わる活動を推進する企業を誘致件数の対象とします。
42	『IV 選ばれる企業』 グローバル企業はサプライヤーに脱炭素への取組みを求め、達成できないとサプライヤーから脱落するとの報道を聞きます。県内の多くは中小企業であり、設備投資やノウハウが難しいのではないかと思います。ソフトとハードを県でサポートする体制を取れれば良いのではと思ひます。	・中小企業に対しては、補助制度や低利融資制度により、省・創・蓄エネ関連設備の導入への支援を行うとともに、支援機関や経済団体間の連携を図り、普及啓発や相談支援等の体制を強化します。
43	『V 農林水産業』P52 KPIに「有機農業面積」を掲げておますが、であればここ20年程の県内の「農業面積」と「有機農業面積」の推移を図示明示願います。	・KPIの目標値は、過去からの推移だけではなく、本戦略全体の「基本目標」達成に資するか否か、業界の動向、国の目標数値等様々な項目を総合的に判断して設定しています。よって、そのうち過去からの推移のみを記載することは、目標値の妥当性判断を誤らせることがあるから、記載はしていません。
44	『V 農林水産業』P52 「スマート農機等の普及や開発された電動農業機械の導入を促進」「安定生産に向けた種苗の確保」としつつKPIで具体的な項目が掲げられておりません。目標なき「促進」「確保」表記は無意味に思えます。別途KPI設定願います。	・個別事業毎に目標値は設定していますが、KPIはあくまでも「重要業績評価指標」であり、本戦略では「施策の柱」毎に1~2件に絞って記載しています。
45	『V 農林水産業』P52 KPIに「県産木材供給量」を掲げておますが、目標値が適切か/どのような意味を持つか判断するためにも、ここ20年程の県内の「県産木材供給量」の推移を図示明示願います。	・KPIの目標値は、過去からの推移だけではなく、本戦略全体の「基本目標」達成に資するか否か、業界の動向、国の目標数値等様々な項目を総合的に判断して設定しています。よって、そのうち過去からの推移のみを記載することは、目標値の妥当性判断を誤らせることがあるから、記載はしていません。
46	『V 農林水産業』P53 KPIに「森林バイオマス利用量」を掲げておますが、目標値が適切か/どのような意味を持つか判断するためにも、ここ20年程の県内の「森林バイオマス利用量」の推移を図示明示願います。	・KPIの目標値は、過去からの推移だけではなく、本戦略全体の「基本目標」達成に資するか否か、業界の動向、国の目標数値等様々な項目を総合的に判断して設定しています。よって、そのうち過去からの推移のみを記載することは、目標値の妥当性判断を誤らせることがあるから、記載はしていません。
47	『V 農林水産業』P53 「藻場造成箇所」は「漁港施設を有効活用した」	・前段に記載しているとおり、日本海側及び瀬戸内海側の自然の藻場・干潟の保全や機能回復の

	箇所に限る必要はないと考えます。現存する「自然の藻場」の保全も施策に盛り込む様御願い致します。	促進を図ってまいります。
48	『V 農林水産業』 CO ₂ の排出量を抑えるのは重要ですが、同時に吸收源の整備も必要と考えます。山口県は三方を海に囲まれ、中山間地域が多くありますので Re 活用を進めてはいかがでしょうか。	・CO ₂ の吸収や固定化に資する森林資源の循環利用を一層推進します。
49	『V 農林水産業』P53 県の取組として、「未利用間伐材や林地残材の収集・運搬の効率化に資する機材や森林バイオマスの供給体制の整備を支援」とされているが、具体的な内容を明示してほしい。	・本戦略に個別具体的な取組の明示はしていませんが、森林組合等が導入する、未利用間伐材や林地残材の収集・運搬の効率化に資する機材や森林バイオマスの供給体制の整備を、国の補助事業を活用し、支援してまいります。
50	『V 農林水産業』P53 KPI として、「森林バイオマス利用量[2030 年度：94.0 千 t]」と、数値が明示されているが、その積算内訳を明示してほしい。	・KPI は業績評価の指標であることから、積算内訳の記載はしていません。なお、県内 5か所のバイオマスセンターの森林バイオマスの供給量の今後の拡大見込みと、発電・熱利用事業者の森林バイオマス需要量を鑑み、利用量の目標を設定しています。
51	『V 農林水産業』 森林バイオマスを利用した発電や冷暖房が行われているが、今後、県として、どのような展開を想定しているのか？	・県産木材供給量と再造林率を増加させるとともに、バイオマス利用促進や建築物への県産木材の利用促進等により、森林資源の循環利用を推進してまいります。
52	『V 農林水産業』 県森林組合連合会において製造されてきた「ペレット燃料」の製造がストップしているが、県において、是非、再開されるような支援を行ってほしい。 併せて、石油 エネルギーの高騰が続く中、森林バイオマスを活用したエネルギー政策を大胆に打ち出してほしい。	・山口県森林組合連合会では、施設の老朽化と需要量の減少等により事業の見直しを検討しており、県としては、その検討に資するよう、需要に関する情報提供や助言などを行ってまいります。 ・本戦略や関係する計画等に基づき、取組を進めます。
53	『V 農林水産業』 持続可能な脱炭素社会を実現するためには、緩和策と適応策の両輪で地球温暖化対策を進めていく必要があります。このうち、脱炭素化に貢献する農林水産業の推進に当たっては、適応施策が重要な役割の一つになっていると考えられます。地域の適応施策については、気候変動適応法に基づき山口県気候変動適応センターが大きな役割を担っていることから、当該機関との連携を明らかにすることについて検討してはいかがでしょうか。	・本戦略は「緩和策」の一部である産業の脱炭素化を取り扱っています。 ・なお、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」の第8章第2節「1 農業、森林・林業、水産業」に農林水産業の適応の方向性を、第8章第3節「3 適応の推進体制など」に山口県気候変動適応センターとの連携を記載しています。
54	『共通施策』P54 野心的な目標達成のためには、社会システムの変革が必要であると考えます。カーボンニュートラル達成等の大きな成果を上げるために個人の行動変容だけでなく、「他者と協働し社会に働き掛ける集団での行動」が必要であると言われます。そのため、記載されているような地球環境問題に関する教育だけでなく、協働での行動を促すような教育プログラムの導入等も検討されてみてはい	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

	かがでしょうか。今回の総合戦略は、産業分野の脱炭素化に関する事項が主だと思いますが、教育段階での働きかけが将来的に産業分野に関する理解・取組への意欲促進に繋がると考えます。	
55	『共通施策』P55 「国への働きかけ」の記述ありますが、県内エネルギー関係事業についてことごとく「国のエネルギー政策」等を理由に何ら県独自政策独自対応申し入れに対する説明を回避している県行政がこの様な文面を提示しても全く説得力がありません。当該文面残すのであれば現状県内エネルギー関係事業について 国への積極的対応（問合せ、法律改正要請 等）実施願います。	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【I 総合戦略（第7章 推進体制等）に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
56	P56 「推進体制等」の記述ですが、どの程度の間隔で状況確認・成果検証を行うのか明示願います。	・少なくとも各年度1回は状況確認・成果検証を行う予定ですが、戦略には詳細な運用の方針までは記載していません。

【II アクションプランに関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
57	アクションプラン 具体的な取組、工程表 …各案件、極力前倒しでの実施と対応必要案件発生時は速やかな追加をお願いします。	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【全般】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
58	各施策のKPIは、目標値の妥当性確認のため、「現状値」「目標値」の他に「過去実績」（現状値 - 目標値の間隔と同等の過去辞典の実績値）を明示願います。 又、KPI設定項目・目標値については再度精査願います。	・KPIの目標値は、過去からの推移だけではなく、本戦略全体の「基本目標」達成に資するか否か、業界の動向、国の目標数値等様々な項目を総合的に判断して設定しています。よって、そのうち過去からの推移のみを記載することは、目標値の妥当性判断を誤らせることがあるから、記載はしていません。 ・KPIの設定項目や目標値は、精査しています。
59	施策内に「モーダルシフト」「地産地消」「捨てるものの再利用・資源化」に関する項目が見当たらない・少ないと感じました。施策への追加或いは具体的対応時に追加実施を御願いします。	・戦略に掲げるプロジェクトや施策の柱については、必要に応じて追加します。なお、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」の第6章第3節「(3) 部門別取組」の④運輸部門に「モーダルシフト」の施策を、⑤廃棄物部門に「再使用」「再生利用」の施策を記載しています。
60	本県の施策の産業脱炭素化戦略（コンビナート低炭素化構想）に加え、本県の強みである森林整備によるCO ₂ の吸収とバイオマス発電の取り組みも必要です。 推進にはやはり企業と県民の意識改革、一人一人に個別の参加意識の醸成が必須です。	・産業分野の脱炭素化の取組の重要性を広く周知し、県民理解の醸成に努めます。
61	カーボンニュートラルに取り組む上で必要なことは「お金」と「知識」だと言われている（考	・いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

	えられている) ように思います。「お金」に関しては、本資料の【5つの視点】「産学公金の緊密な連携」に期待したい。「知識」をどのように共有・展開するかは、本資料が大いに効果を発揮するものと感じている。	
--	---	--

【パブリック・コメントに関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
62	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 16 案件（12/28 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願います。）</p> <p>当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	・本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
63	<p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	・本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
64	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
65	同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか 明示願います。	

66	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
67	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
68	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
69	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
70	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集 16 案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
71	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)	・本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
72	前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。	
73	前述対応しないというならばその理由を明示願います。	
74	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に关心又は用事のある県民が参照する媒体」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。	・パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」)などにより広報に努めました。掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。
75	今回の意見募集期間重複 16 件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれました理由を明示願います。	
76	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。	

77	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
78	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
79	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	
80	<p>16案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の企業や大学、金融機関で構成する「山口県産業戦略本部」を通じて、企業ニーズ等の把握に努め、素案に反映させています。
81	<p>16案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一 ・経緯説明の際は年表資料提示 ・資料中表・図への附番 ・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示 ・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示 ・過去計画、当計画(案)で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の(計画時点)実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値新規設定の場合はその理由の明示 ・語句説明設定(各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐにわかる対応実施の上) <p>を宜しく御願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成しています。